

繰延税金資産の回収可能性に関する一考察

池 田 健 一

I はじめに

わが国では、アメリカの会計基準や国際財務報告基準（国際会計基準）とコンバージェンスする目的で、1998年に企業会計審議会が「税効果会計に係る会計基準」を制定し、2000年3月期から上場企業をはじめとする多くの企業に強制適用されている⁽¹⁾。

わが国の税効果会計実務では、貸借対照表上の資産および負債の金額と課税所得計算上の資産および負債の金額との差額である一時差異のうち、当該一時差異が解消するときに税務申告上その期の課税所得を減額させる効果を持つもの（将来減算一時差異）が、当該一時差異が解消するときに税務申告上その期の課税所得を増額させる効果を持つもの（将来加算一時差異）よりかなり多いといわれている。

ここで、将来減算一時差異に係る繰延税金資産および将来加算一時差異に係る繰延税金負債の金額は、将来、回収または支払いが行われると見込まれる期の税率に基づいて計算する資産負債法が一般に採用されている。

このうち、繰延税金資産は、将来の法人税等の支払額を減額する効果を有し、法人税等の前払額に相当するため、資産としての性格を有するものと考えられている。

(1)

また、繰延税金資産については、将来の支払税金を減額する効果があるかどうか、すなわち、将来の回収の見込みについて每期見直しを行うものとする。とされる。

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異の解消時に課税所得が存在しているか否かに基づいて判断されるため、企業の将来の収益力や業績予想等といった将来予測の妥当性を検討することが要求される。その結果、将来減算一時差異等を上回る将来の課税所得が稼得されないと判断された場合には、繰延税金資産計上額のうち回収の見込まれない金額に対して評価性引当額を設定（認識を中止）し、税金費用の増加として処理する⁽²⁾⁽³⁾。

繰延税金資産の回収可能性に関するわが国の規定は、「税効果会計に係る会計基準」が導入された直後に、日本公認会計士協会の監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」が1999年11月に公表され、今日に至っている。

しかし、監査委員会報告第66号と企業会計基準委員会の会計基準、実務指針との関係や、繰越欠損金に関する法人税法の規定が5年から9年に延長されたのに対し、監査委員会報告第66号は5年のままであることなどから、繰延税金資産の回収可能性に関するガイダンスである監査委員会報告第66号は、今後、再検討される可能性もでてきている。

そこで本論文では、まず、国際財務報告基準における繰延税金資産の回収可能性に関する規定を検討する。続いて、日本基準における繰延税金資産の回収可能性に関する規定を概観し、2つの基準を比較することで日本基準の特徴を明らかにしたい。

II 国際財務報告基準における繰延税金資産の回収可能性に関する規定

国際財務報告基準では、繰延税金資産の回収可能性に関する規定は、国

際会計基準（International Accounting Standards：IAS）第12号『法人所得税』の中におかれている。

IAS12号では、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならないとしている（par.24）。

また、繰延税金資産の回収可能性の判定については、(a) 収益力にもとづく課税所得の要件、(b) 将来加算一時差異の要件、(c) タックス・プランニングの要件の3つに基づいて行う。

まず、(a) 収益力にもとづく課税所得の要件とは、将来減算一時差異を使用するだけの課税所得が得られる可能性が高い場合のみ繰延税金資産を認識することをいう（par.27）。(b) 将来加算一時差異の要件とは、将来減算一時差異の解消が予測される期と同じ期または繰延税金資産により生じる税務上の欠損金の繰戻しまたは繰越しが可能な期に十分な将来加算一時差異の解消が予測されることをいう（par.28）。(c) タックス・プランニングの要件とは、適切な期間に課税所得を生じさせるタックス・プランニングの機会を企業が利用可能であることをいう（par.29 (b)）。ここで、タックス・プランニングの機会とは、企業が、税務上の欠損金または税額控除の繰越期限到来前に、特定の期間に課税所得を創出するかまたは増加させる行為である。

このようにIAS12号では、上記の(a)～(c)を検討して将来減算一時差異を使用できる課税所得が得られる可能性が高い場合のみ繰延税金資産を認識する。また、企業は、各報告期間の末日現在で未認識の繰延税金資産を見直し、将来の課税所得が繰延税金資産の回収を可能にするという可能性が高くなった範囲内で、前に認識していなかった繰延税金資産を認識するとされている（par.37）。

さらに、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除に関しても、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、繰延税金資産を

認識しなければならない (par.34)。

しかし、IAS12号では、繰越欠損金の存在は、将来課税所得が稼得されないという強い証拠となるため、最近欠損を計上している企業は、税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識するものとし、さらにその認識の根拠となった証拠の開示を要求している (par.35)。

Ⅲ 日本基準における繰延税金資産の回収可能性に関する規定

繰延税金資産の回収可能性に関するわが国の規定は、日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(「実務指針」)に示されている。この規定は、1998年に公表され、2001年と2007年に改訂されている。

実務指針では、繰延税金資産の回収可能性の判断を①収益力にもとづく課税所得の十分性、②タックス・プランニングの存在、および③将来加算一時差異の十分性という3つの要件に基づいて行うとされている。

ここで、①収益力に基づく課税所得の十分性とは、企業の通常の営業活動から獲得できる収益に基づいた課税所得が十分に発生するかどうかをいい、一般的に過年度および当年度における課税所得が、各年度の将来減算一時差異等の金額に比べて相当多額に発生しており、将来の課税所得の発生に重大な不確実性が存在しない場合には、将来の年度においても十分な課税所得が期待できるとされる⁽⁴⁾。

②タックス・プランニングの存在とは、将来減算一時差異の解消年度に含み益のある固定資産または有価証券を売却する等、課税所得を発生させるよ

(4)

うなタックスプランニングが存在する場合には、一定の要件を満たすときには、当該タックスプランニングを将来の課税所得の見積額に織り込むことができる⁽⁵⁾。

③将来加算一時差異の十分性とは、将来加算一時差異（特別償却準備金、圧縮積立金等）の解消は、課税所得を発生させることになるため、将来加算一時差異の解消が予定されている場合には、繰延税金資産の回収可能性を判断する上で、当該解消が課税所得に与える影響を考慮することができる⁽⁶⁾。

当初、実務指針が公表された直後は、繰延税金資産の回収可能性に関する詳細なガイダンスは示されておらず、将来5年間分の課税所得の額に基づく繰延税金資産を計上することが限度と考えられていたとされる。このため、1999年3月期に税効果会計を早期適用していた都市銀行のうち、将来5年間分の課税所得の額に基づいて計算した繰延税金資産の金額を超えていたところは金融監督庁から事情徴収を受けたという⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

その後、繰延税金資産の回収可能性の判断について監査上で留意すべき事項を示した文書として、日本公認会計士協会の監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」が1999年11月に公表された。なお、この文書は会計実務でも利用されている。

この文書では、会社の過去の業績等に基づいて、各会社を5つの区分に分類し、それぞれの区分ごとに繰延税金資産の回収可能性を判断する考え方がとられている。

ここでタイプ1の会社とは、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期（当期および概ね過去3年以上）計上している会社などで、その経営環境に著しい変化がない会社が該当する。

タイプ1に区分された会社は、将来についても課税所得が見込まれると判断されることから、原則として繰延税金資産の全額が回収可能と判断される。

タイプ2の会社とは、過去の業績は安定しているが期末における将来減算

(5)

一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社が該当する。

タイプ2に区分された会社は、将来減算一時差異の解消期間のスケジューリングを行い、その結果に基づき解消が見込まれる金額に係る繰延税金資産については、原則として回収可能性があると判断される。この場合、将来の課税所得見積期間についての年数の定めはなく、10年でも20年でもスケジューリングできる期間はスケジューリングを行うことや、将来解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異にかかる繰延税金資産についても、原則として回収可能性があると判断される⁽⁹⁾。

タイプ3の会社とは、過去の業績が不安定で、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社が該当する。

タイプ3に区分された会社は、将来の合理的な見積可能期間（概ね5年内）の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異などのスケジューリングの結果に基づいて繰延税金資産を計上している場合には、回収可能性があると判断される。

なお、ここでいう将来の合理的な見積可能期間の概ね5年とは、あくまでも見積可能期間の上限であり、個々の会社の業績予測能力や経営環境等を勘案した結果、5年以内のより短い期間（例えば3年）となる場合がある。その場合には、この短い期間を合理的な見積可能期間とする必要がある⁽¹⁰⁾。

図表1 監査委員会報告第66号 収益力による会社分類

区分	どのような会社か	業績の予測の判断	限度額・回収可能額等	回収可能性の判断	長期の取扱い
[タイプ1] 期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期（当期及び概ね過去3年以上計上している会社など	経営環境に著しい変化がない会社	将来についても課税所得が見込まれると判断される	繰延税金資産の全額が回収可能と判断	回収可能	回収可能性あり

区分	どのような会社か	業績の予測の判断	限度額・回収可能額等	回収可能性の判断	長期の取扱い
[タイプ2] 業績は安定しているが期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社	当期および過去（概ね3年以上）ある程度の経常的な利益を計上しているような会社	通常、将来においても同水準の課税所得の発生が見込まれる	一時差異等のスケジューリングの結果に基づきそれに係る繰延税金資産を計上している場合	回収可能	回収可能性あり
[タイプ3] 業績が不安定で、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社など	過去の業績が不安定な会社など（過去の経常的な損益が大きく増減しているような会社）	通常、過去の業績等により長期にわたり安定的な課税所得の発生を予測できない	将来の合理的な見積可能期間（概ね5年内）の課税所得の見積額を限度とする	当該期間内の一時差異などのスケジューリングの結果に基づいて計上している場合	合理的な見積り可能期間（概ね5年）を越えた年度であっても当期末における当該一時差異の最終解消年度までに解消されると見込まれる将来減算一時差異に係る繰延税金資産については回収可能性あり
[タイプ4] 課税所得を合理的に見積もれない会社	重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社	将来の課税所得の発生を合理的に見積もることは困難	翌期に課税所得の発生が確実に見込まれる、かつその範囲内で翌期の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合	左記の場合のみ回収可能性あり	翌期における解消額のみ
[タイプ4但書] 課税所得を合理的に見積もれない会社	重要な税務上の繰越欠損金や将来減算一時差異が非経常的な特別の原因で発生しそれを除けば課税所得を毎期計上している会社	将来の課税所得の発生を合理的に見積もることは困難	将来の合理的な見積可能期間（概ね5年内）の課税所得の見積額を限度とする	当該期間内の一時差異などのスケジューリングの結果に基づいて計上している場合	合理的な見積り可能期間（概ね5年）を越えた年度であっても当期末における当該一時差異の最終解消年度までに解消されると見込まれる将来減算一時差異に係る繰延税金資産については回収可能性あり
[タイプ5] 過去連続して税務上の欠損金のある会社	過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社	将来の課税所得の発生を合理的に見積もることができない	限度額、回収可能額なし	回収可能性なし	回収可能性なし

タイプ4の会社とは、期末において重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社、過去（概ね3年以内）に重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実があった会社、または当期末に重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる会社が該当する⁽¹¹⁾。

タイプ4に区分された会社は、翌期に課税所得の発生が確実に見込まれ、かつその範囲内で翌期の一時差異等のスケジューリング等の結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、回収可能性があると判断される。

タイプ4但書の会社とは、重要な税務上の繰越欠損金や将来減算一時差異が、例えば事業のリストラクチャリングや法令等の改正などの非経常的な特別の要因で発生し、それを除けば課税所得を每期計上している会社が該当する。

タイプ4但書に区分された会社は、タイプ3の会社と同様の取扱い、すなわち将来の合理的な見積可能期間（概ね5年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、回収可能性があると判断される⁽¹²⁾。

タイプ5の会社とは、過去（概ね3年以上）連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社が該当する。

タイプ5に区分された会社は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金等に係る繰延税金資産の回収可能性はないものと判断される。

このように監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」に示された5つの会社の区分は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際の規準とされている。それに加え、図表2に示されるように、タックスプランニングを将来の課税所得の見積額に織り込む場合にも用いられているのである。

ところでわが国では、税務上の繰越欠損金は、平成20年4月1日以後に

終了した事業年度において生じた欠損金の繰越期間が7年から9年に延長された。また、小規模事業を除いて平成24年4月1日以降に開始する事業年度の所得金額に対する控除限度額が繰越控除前の所得金額の80%に制限されている。

図表2 タックスプランニングを将来の課税所得の見積額に織り込むことが可能となるための条件

会社区分	資産の売却等に係る意思決定の有無および実行可能性の観点	資産の含み益等に係る金額の妥当性の観点
[タイプ1]	課税所得が十分に期待できることから、タックスプランニングに基づいた課税所得の発生見込額を将来の課税所得の見込額に織り込んで繰延税金資産の回収可能性を判断する必要はない。	
[タイプ2]	(いずれも満たす必要あり) ①取締役会等で承認された事業計画や方針等で明確となっていること ②経済的合理性があること ③実行可能であること	(いずれかを満たす必要あり) ①売却金額が契約等で確定している ②有価証券については期末の時価、不動産については期末前およそ1年以内の不動産鑑定評価額等の公正な時価によっている
[タイプ3]	(いずれも満たす必要あり) ①将来の合理的な見積可能期間（概ね5年）内に資産の売却等を行うという意思決定が、取締役会等で承認された事業計画や方針等で明確となっていること ②経済的合理性があること ③実行可能であること	同上
[タイプ4]	売却等に係る意思決定が、取締役会等の承認、決裁権限者による決裁または契約等で明確となっており確実に実行されると見込まれる場合	同上
[タイプ4] (但書)	(いずれも満たす必要あり) ①将来の合理的な見積可能期間（概ね5年）内に資産の売却等を行うという意思決定が、取締役会等で承認された事業計画や方針等で明確となっていること ②経済的合理性があること ③実行可能であること	同上
[タイプ5]	原則として、繰延税金資産の回収可能性をタックスプランニングに基づいて判断することはできない。ただし、税務上の繰越欠損金を十分に上回るほどの資産の含み損益等がある場合には[タイプ4]と同様に扱う。	

(出所) 有限責任監査法人トーマツ [2012], 73 - 74 頁。

IV ケースによる考察⁽¹³⁾

わが国に税効果会計が導入された2000年3月期の日産自動車とトヨタ自動車のケースについて検討していきたい。図表3から明らかなように、2000年3月期の個別財務諸表で日産自動車が貸借対照表に計上した繰延税金資産の金額は、414億円であるのに対して、トヨタ自動車は3,828億円と大きな差が開いている。

図表3 繰延税金資産の内訳（2000年3月期）
（個別財務諸表）

単位：百万円

トヨタ自動車		日産自動車	
退職給与引当金	97,336	繰越欠損金	134,402
有価証券	81,719	退職給与引当金等	79,505
未払費用	44,432	事業構造改革引当金	39,565
償却資産	41,770	その他	138,089
製品保証引当金	20,863	小計	391,562
その他	96,722	評価性引当額	▲ 350,123
繰延税金資産合計	382,843	繰延税金資産合計	41,438

ところが繰延税金資産を計算する基礎となる、会計上の資産・負債の金額と税務上の資産・負債の差額である一時差異は、日産自動車が3,915億円であるのに対して、トヨタ自動車は3,828億円と、日産自動車の方が大きいのである。

しかし、計算上で生じた繰延税金資産から将来の課税所得から減額する形で回収が見込めない金額を評価性引当額として控除しなければならない。この金額が日産自動車が3,501億円であったのに対し、トヨタ自動車は0であったのである。

その原因として、トヨタ自動車は2000年3月期時点で業績が好調であり、裏付けとなる収益力が強く、繰延税金資産の回収可能性が高いと判断されたのに対して、日産自動車は当時、フランスのルノーからカルロスゴーン氏が

社長として送り込まれ、コスト削減を中心とする抜本的な経営改革に取り組んでいる最中であったため、バランスシートに計上できる繰延税金資産がわずかしか認められなかったのである。

V むすび

本論文では、国際財務報告基準と日本基準における繰延税金資産の回収可能性に関する規定の検討を行った。国際財務報告基準と日本基準のいずれにおいても、繰延税金資産の回収可能性の判断については、収益力に基づく課税所得の十分性、タックス・プランニングの存在、および将来加算一時差異の十分性の3つに基づいて検討する規定になっており、相違は見られなかった。

しかし、将来年度の課税所得の見積りに関して、日本基準には監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」で会社の過去の業績等に基づいて、各会社を5つの区分に分類し、それぞれの区分ごとに繰延税金資産の回収可能性を判断する考え方がとられている。

これに対し、国際財務報告基準は原則主義であるため、回収可能性の判断について一定のガイダンスは示されているものの、日本基準のように会社区分や数値基準などの詳細なガイダンスは設けられていない。このため、日本基準に基づいて繰延税金資産の回収可能性を検討した結果がそのままでは受け入れられない場合が生じることが考えられる。なぜなら国際財務報告基準では、報告企業の経営者が将来の合理的な見積りを行い、課税所得が生じる可能性が高いと判断する範囲を根拠とともに十分に説明できることがより重要となるからである⁽¹⁴⁾。

一方、繰延税金資産の回収可能性の見直しを每期行うところは日本基準と国際財務報告基準で共通していた。ただし、日本基準は評価性引当金を増減

させることで繰延税金資産の回収可能性を反映させるのに対し、国際財務報告基準は回収可能性があると認められる金額を反映して直接、繰延税金資産を増減させるところが異なっている。

わが国の基準諮問会議は、「繰延税金資産の回収可能性」を会計基準委員会の新規テーマとして提言を行うべきかどうか判断するため、平成25年7月16日の時点で企業会計基準委員会に調査を行うことを依頼している。

その具体的な内容として、企業会計基準委員会の会計基準、適用指針と日本公認会計士協会の監査に関する実務指針の役割分担、現状の取扱いを変更した場合に生じる影響（①財務諸表の作成実務に与える影響、②監査実務に与える影響、③現状の取扱いを変更したことにより生じる財務数値の変動が諸制度に与える影響）、繰延税金資産の回収可能性に関するガイダンスのあり方（数値基準等）、国際財務報告基準の任意適用との関係が示されている。

脚注

(1) ただし、中小企業に関しては税効果会計は強制適用されていない。中田 [1999] は、「中小会社の大部分は非公開の同族会社であり、税務官庁への申告納税という税務目的を中心に会計が行われている実情にある。株主の多くも同族で占められ、対外的に情報開示の必要性も乏しく、税務目的のみで会計が行われるケースでは、法人税等の会計処理を税効果会計による必要性は乏しく、納税額方式で中小会社の会計目的は達成される。さらに、複雑な税効果会計の処理が、多数の中小会社に適用可能かという、実効性に対する疑問が残るとしている。ただし、例えば、公開を予定している中堅会社、連結財務諸表を作成している中小会社、公開会社である親会社から税効果会計を適用した財務諸表の作成を要請されている子会社である中小会社等においては、税効果会計の適用を必要とする（44頁）。」と述べている。

- (2) 中島ほか [2010], 108 頁。
- (3) 中嶋ほか [2010] では、次のような指摘を行っている。「繰延税金資産の回収可能性の判断においては、将来予測の重要性が極めて高いものとなっている。ここに、会計実務上、困難な問題が所在していると考えられる。すなわち、将来の収益力や業績等の将来予測は、経営者の意思に委ねられており、未確定事項が多く含まれているため、その合理性を客観的に判断することが極めて困難である。ひいては、将来予測に恣意性（裁量）が介入すると、財務諸表の信頼性が大きく損なわれることにもなる（108 頁）。」
- (4) 有限責任監査法人トーマツ [2012], 60 頁。
- (5) 有限責任監査法人トーマツ [2012], 73 頁。
- (6) 有限責任監査法人トーマツ [2012], 75 頁。
- (7) 日本では証券取引法（現在の金融商品取引法）に基づく連結財務諸表の作成において、税効果会計の選択が認められていた（旧連結財務諸表規則第 11 条）。日本のすべての都市銀行においては、1994 年（平成 6 年）3 月期決算において、税効果会計が適用されていた。各行における税効果は前払税金の性格を持つ繰延税金として、資産に計上されていた。・・・（中略）・・・都市銀行の貸借対照表において、繰延税金または前払税金として資産に計上されていた金額は、11 行平均で約 891 億円であり、上位行では約 1 千億円前後の繰延税金資産が計上されていた（中田 [1999], 195 頁）。
- (8) 1999 年（平成 11 年）3 月決算において、税効果会計が銀行および一部の事業会社において早期に適用された。特に、銀行は当期に巨額の不良債権の償却を行い、多額の繰延税金資産を計上している。日本経済新聞によれば、資本勘定に対する繰延税金資産の比率は、平均 3 割弱になった（個別貸借対照表による）。そのうちには、資本勘定の 7 割を超える

繰延税金資産を計上したケースもあった。さらに、地方銀行の決算公告の中には、資本勘定に比べて繰延税金資産の比率が著しく高い銀行もあり、税効果会計の適正な運用に問題を投げかけた（中田 [1999], 248 頁）。

- (9) 有限責任監査法人トーマツ [2012], 64 頁。
- (10) 有限責任監査法人トーマツ [2012], 68 頁。
- (11) 有限責任監査法人トーマツ [2012], 70 頁。
- (12) 有限責任監査法人トーマツ [2012], 72 頁。
- (13) 日本経済新聞 2000 年 8 月 16 日朝刊所収の記事を参照。
- (14) 新日本有限責任監査法人編 [2011], 935 頁。

参考文献

IASB, *Income Taxes*, 1996. (邦訳参考引用：IFRS 財団編 ASBJ 監訳「国際会計基準 第 12 号 法人所得税」『2012 IFRS 国際財務報告基準 PartA』所収 中央経済社, 2012 年。)

企業会計審議会『税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書』1998 年。

企業会計審議会『税効果会計に係る会計基準』1998 年。

桜井久勝『テキスト国際会計基準 第 5 版』白桃書房, 2010 年。

新日本有限責任監査法人編『完全比較国際会計基準と日本基準 第 2 版』清文社, 2011 年。

中島稔哲・中嶋歩・成本弘治・柴原啓司・重田象一郎・渡邊和哉・立石政人・瀧上直人・江刺一浩・大西洋平・二宮基・花井仁志・岡野光樹「経済環境の変化と繰延税金資産の回収可能性の判断～事例分析からの知見～」『ビジネス&アカウンティングレビュー』vol.5, 2010 年。

中田信正『税効果会計詳解』中央経済社, 1999 年。

有限責任監査法人トーマツ編『税効果会計』清文社, 2012 年。